

「令和2（2020）年度版 広島県人権啓発推進プランの実施状況等に関する報告」について

〔令和2年8月19日
人権男女共同参画課〕

1 趣旨

「広島県人権啓発推進プラン」（平成28年3月改定）第3章の3の規定により，人権啓発の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ，公表する。

2 令和元年度の事業の実施状況

（人権課題別の実施状況）

| 人権啓発に関する施策 | 事業数 | 事業の内訳 | | | |
|------------------------------|-----|-------|------|------|------|
| | | 広報啓発 | 相談対応 | 講習研修 | 調査研究 |
| (1)女性 | 18 | (14) | (5) | (4) | (7) |
| (2)子ども | 5 | (3) | (2) | (4) | (0) |
| (3)高齢者 | 15 | (15) | (1) | (8) | (2) |
| (4)障害者 | 11 | (9) | (1) | (6) | (0) |
| (5)同和問題 | 7 | (6) | (2) | (1) | (0) |
| (6)アイヌの人々 | 2 | (2) | (0) | (0) | (0) |
| (7)外国人 | 6 | (4) | (1) | (3) | (0) |
| (8)H I V感染者等及び ハンセン病回復者等 | 3 | (3) | (2) | (1) | (1) |
| (9)刑を終えて出所した人 | 2 | (2) | (0) | (0) | (0) |
| (10)犯罪被害者等 | 7 | (6) | (4) | (3) | (0) |
| (11)インターネットによる人権 侵害 | 3 | (3) | (1) | (2) | (0) |
| (12)北朝鮮当局による拉致 問題等 | 3 | (3) | (0) | (0) | (0) |
| (13)性的指向・性自認 複数の人権課題に係る事業 | 23 | (11) | (1) | (13) | (1) |
| 合 計 | 111 | (84) | (22) | (46) | (11) |

※複数の項目を実施する事業があるため，事業の内訳の計は事業数欄と一致しない。

- 人権啓発は，県民一人ひとりに，人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き，人権への配慮が自然に態度や行動に現れてくるような人権感覚を育むことが重要であり，この基本的なあり方に基づき，令和元年度は，13の人権課題を対象に111事業を実施した。

3 令和2年度の取組方針

人権啓発推進プランに掲げる人権課題について様々な手法で啓発を行っている中，性的指向・性自認の理解促進やインターネット上の人権侵害事案の発生など，新たな対応が必要な状況も生じている。

このように，人権課題は複雑化・多様化しており，社会情勢の変化に応じた実践的な研修の実施など，啓発の充実を図っていく。

また，令和2年度は，現行の人権啓発推進プラン（第4次）の推進期間の最終年度であることから，これまでの取組や成果と課題等について検証し，次期プランを策定する。